

疎明資料の例

(例 1) 亡くなった方の相続手続きに必要な

- ・死亡者と請求者の関係（法定相続人など）が分かる書類（戸籍謄本など）
- ・提出の必要性を確認できる裁判所や法務局からの書類など

(例 2) 死亡保険金の受け取りに必要な

- ・請求者が受取人として記載されている保険証書

(例 3) 未支給年金の請求に必要な

- ・死亡者と請求者の関係（未支給年金を受け取る権利を有していること）が分かる書類（戸籍謄本など）
- ・年金事務所からの案内など

(例 4) 債権や債務がある相手の所在を知りたい

- ・契約書の写しなど請求者との利害関係がわかる書類
- ・転居先不明で戻っている郵便物等の写しなど

(例 5) 訴訟や法令に基づく必要書類として手続き先に提出する場合

- ・手続き先から提出の求めがあったことや提出の必要性を確認できる書類
- ・利害関係人であることの証明書類

請求者が法人である場合は下記のものも必要です。（現在の住所、氏名、会社名と差異がある場合は、それらの繋がりが確認できる資料）

法人の所在地を確認できる資料

- ・法人登記簿謄本または登記事項証明書（戸籍申請の場合は 3 ヶ月以内に発行された原本）
- ・法人の所在地が確認できる資料（例：ホームページを印刷したもの、パンフレット）

現に請求を行うものが法人に属しているか確認できる資料

- ・社員証
- ・在籍証明
- ・代表者からの委任状

なお、法人の代表者が直接窓口で申請を行う場合は、代表者事項証明書（戸籍申請の場合は 3 ヶ月以内に発行された原本）が必要です。